

「2026 年度 我が国の企業における  
オープンイノベーションの推進に係る検討」  
の公募要領

2025 年 12 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
スタートアップ支援部

## 【受付方法】

本公募は、電子申請システム「jGrants」で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお jGrants の使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」又は「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。G ビズ ID が無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

## 【受付期間】

2025 年 12 月 26 日～2026 年 2 月 4 日

## 【提出先及び提出方法】

下記の jGrants 公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDW3TMAX?wfid=a0XJ2000006Z9MnMAK>

- ・再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の同一実施内容の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・アップロードするファイルは、一つの zip ファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

## 【留意事項】

※jGrants 上の提出は期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。また、入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合でも、受け付けません。

※通信トラブル状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、G ビズ ID の取得がそもそも不可で jGrants が利用できない、jGrants 等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までに jGrants 上の申請処理が困難な場合には、提出期限前までに必ず NEDO 担当者まで連絡し、NEDO 担当者の指示に従ってください。

「我が国におけるディープテック・スタートアップエコシステム構築に向けた  
オープンイノベーションの推進に係る検討事業」の公募について

2025年12月  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、標記調査事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査について受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。

## 1. 件名

「我が国におけるディープテック・スタートアップエコシステム構築に向けたオープンイノベーションの推進に係る検討事業」

## 2. 調査概要

### （1）調査の目的・内容

NEDOは、「スタートアップ育成5カ年計画」に記載の大きな目標の実現に向けて、事業化・社会実装に向けて積極的な研究開発に取り組むアーリー期までのディープテック・スタートアップを対象とした「ディープテック・スタートアップ支援基金／ディープテック・スタートアップ支援事業」（以下、「DTSU事業」という）を2023年3月末から開始し支援を実施しています。

ディープテック・スタートアップが、革新的な技術の事業化・社会実装に取り組んだ成果として、製品・サービス等が適切な市場（顧客）のニーズを満たすことで当該市場に受け入れられ、事業を拡大しながら持続的に収益を得られる状態こそ、期待されるシナリオです。これを達成するためには、NEDOが行っているディープテック・スタートアップ支援施策の現状を踏まえた上で、我が国のディープテック・スタートアップが上記のシナリオをより多く実現できるよう、実施すべき伴走支援の取り組みを拡充していく必要があります。

具体的には、起業前の段階から、ディープテック・スタートアップとしてミドル期（エクスパンション期）、更にはレイターペリオドまで事業を拡大させていく成長プロセスを見据えて、適切なタイミングでの資金支援を行い、それによる実態を伴った企業価値の増大並びにユニコーン企業の創出を大きく促進するとともに、ディープテック・スタートアップが有する革新的な技術の確立・事業化・社会実装を実現し、ディープテック・スタートアップの事業成長及びそれらに伴う新たな付加価値の創出をグローバル市場も視野に入れて加速させなければなりません。

ディープテック・スタートアップの事業成長・拡大においては、ディープテック・スタートアップが有しない経営資源等を有する事業会社と適切に関係構築・連携することが重要です。NEDOが運営事務局を務めるオープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（以下「JOIC」）は、民間事業者の「オープンイノベーション」の取組を推進するとともに、「ベンチャー宣言」を実現することにより、我が国産業のイノベーションの創出及び競争力の強化に寄与することを目的として設立された組織です。JOICは、これまでに、「オープンイノベーション白書」を3版にわたって発刊し、我が国に於けるオープンイノベーションの現状を可視化するとともに、オープンイノベーションによって一定の成果をあげた先行民間事業者による取組み事例の周知や、62回のNEDOピッチや71回のワークショップ、セミナー等を実施し、広くオープンイノベーションの周知・浸透や行動・実践に対する機会の創出を担ってきました。JOICは、ディープテック・スタートアップの革新的な技術の事業化・社会実装に取り組んだ成果について、資金調達や事業会社等との外部連携等によりオープンイノベ

ションを推進し、具体的なビジネスを創出すること支援します。

本事業では、DTSU 事業と同時並行に実施する伴走支援として、ディープテック・スタートアップによる技術シーズからエグジットまでの事業成長及びそれらが有する革新的な技術の確立、資金調達や外部連携等の取組、事業化・社会実装を加速するための事業会社とのオープンイノベーションの推進に向けた、我が国におけるディープテック・スタートアップエコシステムの構築を促進することを目的とします。

具体的には、JOIC が果たしてきた機能・役割等を発展的に維持することに加えて、グローバル展開を見据えたディープテック・スタートアップを起点とした革新的な技術の社会実装や既存の事業会社を巻き込んだオープンイノベーションをより一層推進するための環境づくりの契機となることを意図するものです。

本事業の実施者は、「仕様書」の業務を行なっていただきます。

提案書においては、その実施方針、課題に対する対応方針、特徴的な取り組み等を事業期間中に実現可能な時間軸とコストバランス等を踏まえて提案してください。

なお、具体的な実施内容及び方法は、採択決定後に仕様書や提案書の内容等を基に NEDO と実施者の間において、協議の上、変更をする場合があります。

#### （2）実施期間

NEDO が指定する日から 2028 年 2 月 28 日（月）

#### （3）予算規模

2 億円（消費税込）以内

### 3. 応募要件

本件の応募が可能な実施者は、次の a から c までの全ての要件を満たすことができる企業等が対象となります。

- a. 当該業務又は関連業務についての実績を有し、かつ目的・目標の達成及び業務の遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- b. 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- c. NEDO が業務を推進する上で必要とする措置を、適切かつ迅速に遂行できる体制を有していること。

### 4. 対象経費

対象となる費用は、本業務を進めるために必要な労務費、その他経費、間接経費、再委託費です。各費用の詳細は、下記マニュアルを参照してください。

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual\\_jimushori\\_2025.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2025.html)

### 5. 応募の手続き等

下記に掲げる様式等に基づき、提案書及び添付書類（以下、「提出書類」という。）一式を NEDO にご提出ください。

#### （1）提出書類の様式の入手方法

応募に必要な提出書類の様式は、NEDO ホームページの本公募ページからダウンロードすることができます。なお、本公募ページには、提出書類の様式も含め、下記の資料を掲載しておりますので、必ずご一読ください。

- ・基本計画
- ・実施方針
- ・公募要領
- ・提出書類一式

#### (2) 提出書類

受託を希望する提案者は、下記の提出書類を作成いただく必要がございます。

### 6. 提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

2026年2月4日（水）正午まで

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDO ウェブサイトでお知らせいたします。

期限までにアップロードを完了できなかった提出書類は、いかなる理由であろうとも、所定の審査プロセスには乗らないため、ご注意ください。また、提出書類に不備等がある場合は審査対象となりません。提出書類の不備等が残ったまま審査対象となり、不備等が原因で審査上の不利益の発生、更に不採択の選考結果となった場合、NEDO は責任を負いかねますので、各書類のフォーマット内の案内や注意書きを熟読の上、注意して記入ください（提出書類のフォーマットは変更しないでください。）。

#### (2) 提出先

電子申請システム「jGrants」上で、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は原則受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出先】 jGrants 公募ページ申請 URL

<https://mng.jgrants-portal.go.jp/request-form/preview/a0RJ200000DQzhDMAT>

#### (3) 提出方法

電子申請システム「jGrants」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。提出にあたっては、提出が必要な書類を一つの zip ファイルにまとめて（100MB 以内）提出してください。

jGrants の使用にあたっては、事前に G ビズ ID の「G ビズ ID プライムアカウント」または「G ビズ ID メンバーアカウント」が必要です。G ビズ ID の取得は 2 週間以上かかる場合もあるため、G ビズ ID を未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

jGrants で申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO 担当者の指示に従ってください。

その他 G ビズ ID の取得や jGrants 利用・申請にあたっては、以下のウェブサイトをご確認ください。

い。

【参考】NEDO 事業の公募における jGrants での応募受付について  
[https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN\\_100061.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html)

## 7. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を次の日程により開催いたします。説明は日本語で行います。

出席希望の方は、メールタイトルに「【DTSU\_JOIC】公募説明会出席登録」と必ず記入した上で、メール本文に、①所属機関名、②出席者氏名（接続 PC 管理者等）、③出席者の連絡先（TEL、電子メールアドレス）を記入し、2026 年 1 月 9 日正午までにスタートアップ支援部 JOIC 事務局担当（E-mail : open\_innovation@nedo.go.jp）まで御連絡ください。担当が受付し次第、③の電子メールアドレス宛に URL をお送りします。

- ※ 順次対応いたしますが、前日正午までにご案内が届いていない場合は、大変お手数ですが担当までご確認ください。
- ※ 人数制限等を設ける予定はございませんので、出席希望の全ての方にご登録いただきたく、情報管理上、ご登録のない方への URL の転送はご遠慮ください。

＜説明会の日時、会場＞

日時：2026 年 1 月 13 日（火）11 時 00 分～12 時 00 分

開催方法：オンライン（Microsoft Teams）

なお、説明会資料を NEDO ウェブサイトに後日、掲載しますのでご確認ください。

## 8. 委託先の選定

### （1）審査

以下の審査基準に基づき審査します。必要に応じてヒアリング審査を実施する場合があります。審査の過程において、必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

### （2）審査基準

- a. 目的・実施内容が仕様書の内容と合致しているか
- b. 提案する方式・方法に工夫があり優れているか
- c. 業務実施における課題とその解決に向けた取り組みの内容が明確かつ実現の可能性があるか
- d. 業務を遂行するための高い能力を有するか（関連する実績等）
- e. 提案する実施計画（実施体制、人員等を含む）が適切かつ実行可能性が高いものか
- f. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等を受けているか

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企

業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。)

### (3) 委託先の公表及び通知

採択結果の公表等

採択した案件に関しては、実施者名(再委託先・共同実施先含む)、事業概要をNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

## 9. 留意事項

### (1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約(<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>)に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

#### 【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

なお、ディープテック・スタートアップ支援事業は、事業実施に係る方針を定めた「ディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針(2023年3月経済産業省)」に基づき運用されるため、本調査事業では、調査委託契約約款に加え、「ディープテック・スタートアップ支援調査事業(基金設置法人が実施する業務関連)に関する特別約款」を適用します。特別約款の概要については以下のとおりです。詳細はディープテック・スタートアップ支援調査事業(基金設置法人が実施する業務関連)に関する特別約款をご参照ください。

<https://www.nedo.go.jp/content/100963608.pdf>

### (2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載していただきます。詳細は、提案書類中の別紙2「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について」を御覧ください。

### (3) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス

提案書の実施体制に記載する全ての提案者(再委託等は除く。)において、調査を実施する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報(機微情報)に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していただきます。詳細は、提案書類中の別紙3「NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票」を御覧ください。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、対応する必要があります。(仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります。)

#### (4) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト  
[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト  
[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。  
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることができます。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合

あります。

#### (5) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
  - ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
  - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じことがあります。
  - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

#### b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為ががあったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

#### c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知

先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

E-mail : [helpdesk-2@m1.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@m1.nedo.go.jp)

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

#### (6) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添 4 のとおり、NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することございます。御理解と御協力のほどよろしくお願ひいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。詳細は、「契約に係る情報の公表について」をご確認ください。

#### (7) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型※に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令

第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を

指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります※。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、

及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

d. 安全保障貿易管理の詳細については以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>  
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html> )
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

## 10. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、以下の問い合わせ先まで E-mail でお願いします。  
また、本公募の問い合わせメールの件名の頭に【DTSU\_JOIC 公募】を記入願います。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
イノベーション推進部 JOIC 事務局  
E-mail : [open\\_innovation@nedo.go.jp](mailto:open_innovation@nedo.go.jp)

## 11. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。 なお、内容については、本調査に限りません。

[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyou.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyou.html)